組合員の異動と種別変更に関する手続き

資料２

（１）異動の手続き

主に、大阪支部内で健康保険の資格は引き続くが給与の費用負担区分が変わるときに必要な手続きです。同一費用負担区分内の所属所異動の場合、異動報告書の作成は不要です。

給与の費用負担区分		転　出　（異 動 前）			
		大阪府費負担教職員（豊能地区含む）	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く各市費負担及び公立大学法人等の教職員
転入（異動後）	大阪府費負担教職員（豊能地区含む）	×	○	○	○
	大阪市費負担職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員	○	○	×	○
	政令市を除く各市費負担及び公立大学法人等の教職員	○	○	○	○

ア　上記、×印の異動の場合は、手続きは不要です。

イ　上記、○印の異動は転出側、転入側の所属所でそれぞれ下記の手続きを行ってください。

■転出側の所属所

＜提出書類＞　◎「組合員異動報告書」

■転入側の所属所

＜提出書類＞　◎「組合員異動報告書」

ただし大阪府費負担教職員（豊能地区含む）・大阪市費負担教職員・堺市費負担教職員・大阪公立大学の職員・政令市以外の市のうちデータ提供がある市の市費負担職員の場合は、給与支給機関から報告があるため、転入側において異動報告書の作成は不要です。

給与の費用負担区分が変わるときは、原則、組合員番号を変更します。番号が変更になる場合は、当支部から転入先（異動後）の所属所へ変更後の資格確認書を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。
（送付の流れについては資料３の資格取得手続きを参照してください。）

（２）種別変更（任用形態の変更等により組合員種別が変わるとき）の手続き

公立学校共済組合の組合員は、任用形態によって「一般組合員」と「短期組合員」に分かれ、適用される社会保険制度が異なります。任用形態の変更により組合員種別が変わる場合、健康保険制度は変わりませんが、年金制度は変わります。（下表参照）

組合員証等の医療機関にて健康保険資格を示すものの変更はありませんので引き続きご使用ください。ただし同時に異なる給与支給機関へ異動する場合は、その限りではありません。前頁「異動の手続き」を参照してください。

【組合員種別ごとの社会保険制度・任用形態】

組合員種別	社会保険制度		任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	公立学校共済組合	公立学校共済組合	常勤一般職員 再任用フルタイム職員 任期付職員 ※フルタイム非常勤職員（12 か月超え）
短期組合員	公立学校共済組合	日本年金機構 （一般厚生年金）	再任用短時間勤務職員（週 20 時間以上） 臨時的任用職員 ※非常勤職員（フルタイム非常勤職員（12 か月超え）を除く）

※非常勤職員とは、社会保険加入要件を満たした方を指します。

ア　短期組合員 ➡ 引き続き一般組合員に変わる場合の手続き

例　臨時的任用職員から任期付職員となる場合

例　フルタイムの非常勤職員の勤務が 12 か月を超えるに至った場合

短期組合員	健康保険	公立学校共済組合	➡	公立学校共済組合	一般組合員
	年金	日本年金機構		公立学校共済組合	

一般厚生年金の被保険者資格を喪失し、公立学校共済組合の年金に加入します。

種別変更の前後で所属所が異なる場合は、変更前の所属は（iii）の手続きを、変更後の所属では、（ｉ）～（iii）の手続きをそれぞれ行ってください。

（ｉ）公立学校共済組合の年金加入の手続き　（担当：年金担当）

提出書類 →◎「年金加入期間等報告書」

※平成 9 年 1 月 1 日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間が少しでもある方は省略可能です。

任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。

（ii）被扶養配偶者の国民年金第 3 号被保険者資格取得の手続き　（担当：資格担当）

対象者　→ 20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者のいる組合員

提出書類 →◎「国民年金第 3 号被保険者関係届」及び配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の写し

（iii）異動報告書　（担当：資格担当）

提出書類　→◎「組合員異動報告書」

※大阪府費負担教職員(豊能地区含む)・大阪市費負担教職員・堺市費負担教職員・大阪公立大学の教職員・政令市以外の市費負担教職員で事業主からデータ提供がある場合は、給与支給機関から報告があるため手続きは不要です。ただし、同時に異なる給与支給機関へ異動する場合は前頁「異動の手続き」を参照してください。

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります（お問い合わせは、下記担当部署へ）。

・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・給与を支給する地方公共団体へ児童手当の申請手続き

問い合わせ先　給与を支給する地方公共団体の担当所属

・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出

問い合わせ先　加入している金融機関

イ　一般組合員 ➡ 引き続き短期組合員に変わる場合の手続き

例　再任用フルタイム職員から再任用短時間勤務職員となる場合　等

一般組合員	健康保険	公立学校共済組合	➡ 公立学校共済組合	短期組合員
	年金	公立学校共済組合	日本年金機構	

公立学校共済組合の年金の資格を喪失し、一般厚生年金の被保険者資格を取得します。
種別変更の前後で所属所が異なる場合は、変更前の所属は（ⅰ）、（ⅱ）の手続きを、変更後の所属では、（ⅱ）、（ⅲ）の手続きをそれぞれ行ってください。

（ⅰ）公立学校共済組合の年金資格喪失の手続き　（担当：年金担当）

対象者①　→正規職員（一般組合員）
提出書類　→「履歴書」（年金用に２部必要）
※退職手当用と合わせて作成し、教育委員会の案内に従い、各教育委員会等を通じて提出してください（大阪市及び堺市の学校・園、大学に所属する組合員は、任命権者が作成するため不要です）。
※再任用フルタイム職員、任期付職員は、履歴事項に行政処分等（禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限）がない限り作成不要です。

対象者②　→年金受給者（在職中の年金の支給停止解除等の事務を行うため）
提出書類　→◎「退職・資格変動調査票」
※年金の受給権が発生していない方は提出不要です。

［任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。］

（ⅱ）異動報告書　（担当：資格担当）

提出書類　→◎「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）
※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）・大阪市費負担教職員・堺市費負担教職員・大阪公立大学の職員・政令市以外の市費負担教職員で事業主からデータ提供がある場合は、給与支給機関から報告があるため手続きは不要です。ただし、同時に異なる給与支給機関へ異動する場合は前頁「異動の手続き」を参照してください。

（ⅲ）一般厚生年金の加入手続き

任命権者の社会保険担当部署にご確認ください。

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります（お問い合わせは、下記担当部署へ）。

［
・20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のいる65歳未満の組合員・・「国民年金第３号被保険者関係届」等の提出
問い合わせ先　任命権者の社会保険担当部署
・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・住所地の市区町村役場へ児童手当の申請手続き
問い合わせ先　住所地の市区町村役場担当部署
・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出
問い合わせ先　加入している金融機関
］